



- 申告相談会場は原則、“**2月16日**”から開設しております。
- 署外会場を開設している場合、税務署での確定申告の相談は行っておりません。

### ●平成29年分確定申告の受付期間

所得 税 等	平成 30 年 2 月 16 日(金) ～ 平成 30 年 3 月 15 日(木)
個人事業者の消費税	平成 30 年 1 月 4 日(木) ～ 平成 30 年 4 月 2 日(月)
贈 与 税	平成 30 年 2 月 1 日(木) ～ 平成 30 年 3 月 15 日(木)

(注1) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注2) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。**一部の税務署**では、**2月18日と2月25日**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

### ●平成29年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得 税 等	平成 30 年 3 月 15 日 (木)	平成 30 年 4 月 20 日 (金)
個人事業者の消費税	平成 30 年 4 月 2 日 (月)	平成 30 年 4 月 25 日 (水)
贈 与 税	平成 30 年 3 月 15 日 (木)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。